

# 公益財団法人新潟県都市緑花センター役員の報酬及び費用に関する規程

平成23年9月22日制定

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県都市緑花センター（以下「この法人」という。）定款第32条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益法人認定法第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。次号に定める費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、通勤に要する交通費（以下「通勤手当」という）をいい、前号の報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 この法人は、定款第32条第1項のただし書きにより、常勤役員の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は、月額とし、別表に定める限度額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。
- 3 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退任に当たっては、第5条に規定する退職慰労金を支給することができる。

## (報酬等の支払日及び支払方法)

第4条 常勤役員の報酬等の支払日及び支払方法並びに報酬等から控除する額等支給に関する詳細は別途定める職員の給与、旅費等に関する規程に準ずる。

## (退職慰労金)

第5条 役員には、退職慰労金を支給しない。ただし、役員として功績顕著と認められるときは、理事長が理事会の承認を得て支給することができる。

退職慰労金を支給されることとなった役員が死亡した場合は、その法定相続人に支払うものとする。

(費用)

第6条 常勤役員には、第2条第7号に定める通勤手当を支給することとし、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人新潟県都市緑花センターの設立の登記の日から施行する。
- 2 地方公共団体を退職して役員となった者には、第5条の規定にかかわらず退職慰労金は支給しない。

別表 常勤役員の報酬等の限度額

理事長 月額700,000円以内

その他の常勤役員 月額600,000円以内